

## 「滋賀県水道用水供給条例」の一部改正について

### 1 趣旨

滋賀県水道用水供給事業が供給する水道用水の料金について、使用料金の料率を改定するため、「滋賀県水道用水供給条例」の一部を改正しようとするもの。

### 2 料金改定案

#### ○ 料金算定の考え方

地方公営企業法や水道法、日本水道協会「水道料金算定要領」に基づき、令和8～12年度（5年間）の料金を総括原価方式により算定。

#### ○新料金単価案

項目	区分	現行料金	改定案
適用年月日		基本料金：平成28年4月1日 使用料金：平成30年4月1日	令和9年4月1日
基本料金（円／m <sup>3</sup> ・月）		1,270	1,270
使用料金（円／m <sup>3</sup> ）		29.2	37.3

#### 【主な値上げ要因】

- ・近年の物価高騰に伴う電気料金、薬品費等の維持管理費の増加

#### 【受水市町への影響】

- ・新料金の適用時期は令和9年4月1日とし、令和9年度からの市町の負担額は9%程度の増加となる見込み

#### ○料金の算定

##### 【基本料金】

$$\frac{\text{資本費}}{13,793\text{百万円}} \div \left( \frac{\text{基本水量}}{180,590\text{m}^3} \times \frac{\text{月数}}{60\text{月}} \right) = \frac{\text{基本料金}}{1,270\text{円}/\text{m}^3\cdot\text{月}}$$

資本費：減価償却費、支払利息等の設備投資にかかる費用

##### 【使用料金】

$$\frac{\text{維持管理費}}{9,248\text{百万円}} \div \left( \frac{\text{使用水量※}}{135,443\text{m}^3} \times \frac{\text{日数}}{1,826\text{日}} \right) = \frac{\text{使用料金}}{37.3\text{円}/\text{m}^3}$$

※基本水量の75%

維持管理費：動力費、薬品費等の維持管理にかかる費用

### **3 投資計画**

- ・アセットマネジメント計画（平成 28～令和 37 年度の 40 年間）に基づき、老朽化した施設の更新および耐震化を実施
- ・令和 8 年度～令和 12 年度で約 194 億円の施設整備を予定

#### **【主要事業】**

馬渕・水口浄水場ほか耐震補強工事  
馬渕・水口浄水場ろ過池・沈殿池更新工事  
管路更新工事  
集中監視制御設備更新工事  
遠方監視装置更新工事

## 滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

受水市町との合意により 5 年ごとに見直すこととしている滋賀県水道用水供給事業の給水料金について、使用料金の料率を改定するため、滋賀県水道用水供給条例（昭和 53 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県水道用水供給事業の給水料金を算出する場合における使用料金の料率を使用水量 1 立方メートルにつき 37 円 30 銭に改定することとします。（第 5 条関係）
- (2) この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 月 大 造

---

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和 53 年滋賀県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「29 円 20 銭」を「37 円 30 銭」に改める。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県水道用水供給条例新旧対照表

旧	新
第1条～第4条 省略 (給水料金)	第1条～第4条 省略 (給水料金)
第5条 省略	第5条 省略
2・3 省略	2・3 省略
4 給水料金の料率は、基本料金については基本水量1立方メートルにつき 月額1,270円、使用料金については使用水量1立方メートルにつき <u>29円20 銭</u> とする。	4 給水料金の料率は、基本料金については基本水量1立方メートルにつき 月額1,270円、使用料金については使用水量1立方メートルにつき <u>37円30 銭</u> とする。
第6条以下 省略	第6条以下 省略